

## ○神崎市特別支援保育推進事業費補助金交付要綱

平成21年7月15日

要綱第35号

改正 平成24年2月1日要綱第63号

平成31年4月4日要綱第30号

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の向上を図るため、特別支援保育を行う保育所に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、神崎市補助金等交付規則（平成18年神崎市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、「神崎市特別支援保育推進事業実施要綱」（平成21年神崎市要綱第35号）により、保育所が行う事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(交付額の算定)

第3条 この補助金は、補助事業について、別表の1の区分ごとに、2の基準額の欄に定める額と、3の対象経費の欄に定める必要な経費の実支出額から寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、少ない方の額の合計額を限度に交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長

の承認を受けること。ただし、補助金額の変更を伴わない増減については、この限りでない。

- (3) 第8条第1項に規定する財産について、同条第2項に規定する期間を経過するまで市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (4) 第8条第2項に規定する期間内に、市長の承認を受けて第8条第1項に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返納させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (7) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (8) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成し、又は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

- 2 前項第2号の規定により、市長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第14条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第8条 規則第17条に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具とする。

2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年要綱第63号）

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成31年要綱第30号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
神崎市特別支援保育推進事業実施要綱第3条第1号に該当する児童	月額73,500円×各月初日現在の対象児童数×入所月数	神崎市特別支援保育推進事業のための保育士の人件費及び保育材料費
神崎市特別支援保育推進事業実施要綱第3条第2号に該当する児童	月額37,820円×各月初日現在の対象児童数×入所月数	神崎市特別支援保育推進事業のための保育士の人件費及び保育材料費